

事 務 連 絡

平成 27 年 6 月 4 日

都道府県労働局労働基準部

労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局補償課

職 業 病 認 定 対 策 室 長

過労死等防止対策推進法に係る調査研究の協力依頼への対応について

標記については、別添の平成 27 年 6 月 2 日付け事務連絡により、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長及び労働衛生課長より都道府県労働局労働基準部長宛て通知されたところである。

同事務連絡においては、労災担当部署の協力を得つつ、健康主務課が主体的に脳心臓疾患及び精神障害に係る労災認定事案の調査復命書等の写しをとり、独立行政法人労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センターに送付することとされているが、労災担当部署においては、それら労災認定事案に係る調査復命書の教示等を行うなどにより、作業への協力を行うこと。

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

計画課長

労働衛生課長

過労死等防止対策推進法に係る調査研究の協力依頼について

過労死等防止対策推進法第 8 条において、国は過労死等に関する実態の調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に係る調査研究並びに過労死等に関する情報の収集、整理、分析、提供を行うものとするものとされている。

これを受けて、昨年 11 月に設置された独立行政法人労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センターにおいて、行政の保有する脳・心臓疾患等に関する労災認定事案等の資料を用いて、過労死等の発症に影響すると考えられる要因を調査し、その発症を防ぐための効果的な予防対策の研究を行うことを予定している。

については、下記の資料を平成 27 年 7 月 31 日までに独立行政法人労働安全衛生総合研究所過労死等調査研究センター（〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区长尾 6-21-1 センター長 茅嶋 TEL044-865-6111）あて送付するとともに、別添の FAX 送信票により貴局からの資料送付についてセンター（FAX044-865-6124）あてに送信すること。なお、これらに係るコピー作業等については、労災担当部署の協力を得つつ、健康主務課が主体的に行うよう調整すること。

記

- 1 平成 22 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に認定された脳心臓疾患に係る労災認定事案及び精神障害に係る労災認定事案（発症前の長時間労働の調査を行ったものに限る）の調査復命書（添付資料一式を含む）の写し
- 2 平成 22 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に認定された脳心臓疾患に係る労災認定事案及び精神障害に係る労災認定事案（発症前の長時間労働の調査を行ったものに限る）のうち、災害調査、監督指導又は個別指導を行った場合の次の資料（添付資料一式を含む）の写し（文書保存期間を超過し廃棄されたものは除く。）
 - ・監督指導復命書の写し、監督付票の写し及び当該監督指導に係る是正報告書の写し
 - ・個別指導復命書の写し及び当該個別指導に係る是正報告書の写し
 - ・災害調査復命書の写し及び当該災害調査の結果行った是正指導に係る是正報告書の写し
 - ・平成 25 年 3 月 31 日以前の事案については 36 協定届出の写し
- 3 平成 26 年 1 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に行った災害調査のうち、過労が原因と考えられる事案又は直近の労働時間の状況を確認しており、月 80 時間以上の残業が確認されている事案があれば、その復命書の写し（添付資料一式を含む）及び当該災害調査の結果行った是正指導に係る是正報告書の写し

担当者連絡先

厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課 高村 TEL03-5253-1111(5749)